

小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の 講師等の登録に関する Q&A

<応募資格>

Q 1 教員免許状又は栄養士資格が取得見込みの場合でも登録はできますか？

A 1 申込みができるのは、申込日時時点で免許又は資格を現に有する方、又は当該年度末までに取得見込みの方に限ります。取得見込みの方の任用は、免許又は資格を取得後となります。

Q 2 教員免許状の有効期限が過ぎていますが、申し込むことはできますか？

A 2 教員免許状が失効している場合は、免許状が必要な職種の申し込みはできません。ただし、令和4年7月1日に改正教職員免許法が施行となったため、施行日前に有効期限を迎えていれば教員免許状は失効となりますが、有効期限のない免許状の授与を受けることが可能になる場合があります。失効した場合は、有効な教員免許状を保有した後に申し込みをしてください。様々なケースがあるため、高校教育課（026-235-7429）にお問い合わせください。

Q 3 事務職員を希望する場合、資格等の要件はありますか？

A 3 特にありません。ただし、事務職員は原則として各学校に1人のみの配置のため、教職員の給与や手当等に関する基礎的知識のほか、パソコン（ワードやエクセル等）が使えることが求められます。

Q 4 申込みにあたって年齢制限はありますか？

A 4 年齢制限はありません。

<申込方法・申込み後の手続き>

Q 5 申し込みした後の手続きはどうなっていますか？

A 5 (1) 申込後、臨時的任用職員等希望者名簿に登載されます。登載期間は、申込年度含む2か年度です。

(2) 病気療養や育児休業、その他の理由により講師等の任用が必要となった場合には、臨時的任用職員等希望者名簿を参考にし、当該校から申込者本人に連絡を行います。

(3) 勤務条件等を説明するとともに、当該校の学校長による面接を行います。

(4) 面接の結果及び健康状態等を勘案し、最もふさわしい方を任用します。

Q 6 登録をやめたい場合、又は長野県教育委員会や他県での就職が決まった場合はどうすればよいですか？

A 6 教育事務所又は義務教育課へ、電話により登録の削除を依頼してください。

Q 7 登録すれば、いつから任用されるのですか？

A 7 臨時的任用職員の場合、一般的には新しい年度が始まる4月から任用されるケースがほとんどですが、病気療養や育児休業等の教職員の代替の場合は、本務者の療養休暇や育児休業などの取得期間に影響されるため、任用期間の開始時期はさまざまです。

なお、登録しても、所有する教員免許や希望教科、勤務地等の関係で必ずしも任用されるものではありません。

Q 8 教員採用選考で有利になることはありますか？

A 8 優遇されることはありませんが、経験によって試験項目が変わることがあります。

<勤務条件等>

Q 9 1回の任用でどのくらいの期間働くことができますか？

A 9 臨時的任用職員の場合の多くは、原則として6か月以内の勤務となります。ただし、任期を延長する場合があります。

病気療養や育児休業の教職員の代替の場合は、本務者の療養休暇や育児休業などの取得期間によるため、約1か月から約3年まで、勤務できる期間に幅があります。非常勤の教職員については、1年以内の期間で、学校において代替や補助等を必要とする期間です。

Q 10 午前中だけの勤務や午後だけの勤務を希望することはできますか？

A 10 非常勤の職員として勤務できます。非常勤の教職員等が必要となった場合に当該校から御連絡しますので、その際に勤務時間等について御相談ください。

なお、授業時間や短時間勤務を行う教職員の状況等により、御希望に添えない場合がありますことを予め御了承ください。

Q 11 年金や医療保険はどうなりますか？

A 11 常勤の職員として任用され、任期が2ヶ月を超えることが見込まれる方は、年金は厚生年金に、医療保険は公立学校共済組合に加入します。

Q 12 給料や手当の金額を教えてください。

A 12 学歴や前歴によって異なりますが、基準的な給料等の勤務条件をホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、住居手当や通勤手当等の詳細については、任用が決まった後に任用予定の学校へお尋ねください。

Q13 「任期付採用短時間勤務職員」とはどのような職種ですか？

A13 教職員が育児のために短時間勤務を行う場合において、当該職員が勤務しない時間に、その教職員の代わりに任用する職員です。短時間勤務を行う職員が学級担任や教科担任の場合には、代わりに学級担任や教科担任としての業務を行います。

Q14 「妊娠した体育担当教員や特別支援学校（学級）教員、養護教諭等の業務補助」とはどのようなことを行うのですか？

A14 体育担当教員や特別支援を担当する学級担任、養護教諭等が妊娠したことに伴い、教員の補助として体育等の授業や特別支援学校（学級）に係る業務、定期健康診断等の業務の補助を行うものです。